

堺市・美原町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 堺市及び美原町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（協議会の名称）

第2条 前条の合併協議会の名称は、堺市・美原町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事務

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、両市町の長が協議して定める場所に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者のうちから両市町の長が協議して、これらを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び両市町の長がそれぞれ指名する助役
- (2) 両市町の議会が選出する議員
- (3) 両市町の長が協議して定める学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

- 2 委員の総数の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知するものとする。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(顧問)

第 11 条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問は、非常勤とする。

(幹事会)

第 12 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、両市町が負担する。

- 2 前項の規定による負担の割合は、両市町が協議して定める。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、両市町の長が定める両市町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 17 条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第 18 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、両市町の長が協議して定める日から施行する。